

○国土交通省告示第百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道8号改築工事（坂東交差点立体化事業・富山県射水市沖塚原地内から同市坂東地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 富山県射水市沖塚原、松木、寺塚原及び坂東地内
- 2 使用の部分 富山県射水市松木、寺塚原及び坂東地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、富山県射水市沖塚原地内から同市川口宮袋入会地字川口地内までの延長1.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道8号改築工事（坂東交差点立体化事業）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道8号改築工事（坂東交差点立体化事業）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道8号（以下「本路線」という。）は、新潟市を起点とし、富山市、金沢市等を経由して、京都市に至る総延長603.9kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、県都である富山市と県内で同市に次ぐ人口を有する高岡市とを結ぶ主要幹線道路であることから、地域住民による地域内交通に利用されるとともに、国際拠点港湾である伏木富山港へのアクセス道路としての役割も担うなど、物流等の通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、現道と主要地方道新湊庄川線とが平面交差する坂東交差点においては、一級河川庄川を渡河するための自動車交通が集中していることもあり、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、現道は主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成20年1月及び10月に起業者が実施した交通量・渋滞調査によると、現道の自動車交通量は、射水市坂東地内で53,700台/日であり、混雑度は1.40となっており、坂東交差点を先頭に富山市方面へ向かう最大渋滞長1,800mが確認されている。

本件事業の完成により、坂東交差点が高架構造（オーバースタック）となり、現道の直進交通が主要地方道新湊庄川線との平面交差を回避することになるため、坂東交差点における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年6月、平成23年4月及び6月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等が確認されているが、営巣は確認されておらず、生息環境が直接改変されないことから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周

知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、坂東交差点における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき坂東交差点を高架構造（オーバークロス）として立体化を図る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和46年3月30日に都市計画決定され、平成18年4月28日に変更決定された都市計画と、自転車歩行者道の設置位置等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、坂東交差点は自動車交通が集中し、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、射水市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 富山県射水市役所